

会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

平成31年度当初分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>1 生産森林組合の法人住民税均等割の減免について 生産森林組合の現状課題把握と県による適切な指導、支援を行い、収益事業を行っていない場合の法人住民税均等割の減免について検討すること。</p>	<p>法人住民税均等割の減免については、組合の実態を把握し、活動における収益性や公益性等を見極め、同じく法人住民税の課税団体である県内市町村の対応状況を踏まえ、その是非について検討する。</p>
<p>2 自転車道への街灯設置について 通学路等に利用されている県自転車道について、住民から要望があった場合は街灯を設置すること。</p>	<p>自転車道の照明は、夜間の交通上特に危険な箇所に設置することとしており、具体的な要望がある場合には、その実態を調査して個別に判断していきたい。</p>
<p>3 えんトリーへの支援強化について 少子化を食い止めるため、「とっとり出会いサポートセンターえんトリー」への支援強化をはじめ、結婚を希望する方が結婚できる体制づくりを強化すること。</p>	<p>えんトリーについては、県東・西部に加えて平成30年4月に中部にも相談拠点を設置して全県的に居住地に身近な拠点においてお引き合わせ（マッチング）が行える体制をとり、キャンペーンの実施など登録会員増に向けた新規加入者の開拓なども行いながら、結婚を望む方が早期に出会いの機会が得られ、希望に沿った相手と成婚へとつながっていくよう事業に取り組んでいる。会員に対して実施するスキルアップセミナーの開催や島根県と連携した婚活イベント情報のメール配信による情報発信など、引き続きえんトリーの機能強化を図るとともに、婚活イベント開催経費に対する助成など各種の結婚支援事業に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり婚活応援プロジェクト事業 33,285千円
<p>4 県立養護学校（皆生、米子）の児童受け入れ時間について 一般的な小中学校と同じく、午前8時程度には登校することが可能となるよう体制整備をすること。 （就学前の保育園等では7時30分には受け入れがあるが、現在の8時30分では障がい児を持つ保護者は、正規雇用になることは無理、ただでさえハンデキャップを負っているうえに仕事も非正規ならざるを得ない。）</p>	<p>米子養護学校及び皆生養護学校における早朝時間帯の児童生徒の預かりの実施について、当初予算による対応を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立特別支援学校早朝・医ケア子ども教室（鳥取・倉吉・皆生・米子早朝子ども教室） 2,823千円
<p>5 農業対策について E P A（日EU経済連携協定）、T P P 1 1による農家への影響を最小限とするよう総合的で効果的なあらゆる対策を講じること。 農業生産額1000億円達成に向け、J Aの枠を超えた産地化を推進し、必要な施設整備を支援すること。特に資材が高騰しているため、園芸品目の生産拡大に向け「鳥取型低コストハウス」の導入支援を引き続き強力に行うこと。</p>	<p>1月9日に、県庁内に「国際経済変動対策チーム」を立ち上げ、特に影響が懸念される畜産物や特産野菜を中心に、市場価格の動向や現場の状況等をしっかり把握していくとともに、緊急的に実施する対策について協議を行った。さらに1月23日には、J A組合長ともしっかりと情報を共有し、連携して対策を講じていくことを確認したところであり、万全の体制で臨んでいきたい。その上で、さらなる対策について、適宜、国に要望したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】鳥取野菜産地強化対策事業 30,000千円 ・【2月補正】産地パワーアップ事業 204,300千円 ・【2月補正】畜産クラスター施設整備事業 800,000千円 ・【2月補正】担い手確保・経営強化支援事業 160,000千円 ・【2月補正】スマート農業技術の開発・実証プロジェクト 151,000千円 ・【2月補正】林業・木材産業強化総合対策事業 487,769千円 ・【2月補正】特定漁港漁場整備事業 2,718,000千円 ・畜産経営安定対策事業 56,134千円 ・「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業 62,155千円 ・6次化・農商工連携支援事業 60,574千円 <p>「鳥取型低コストハウス」の導入について、11月補正予算に計上しており、引き続き支援していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>6 林業対策について 主伐、再造林を円滑に進めるために、県による再造林費用助成のかさ上げか、間伐同様の搬出助成を行うこと。 高性能林業機械購入の国の補助率が1/2から1/3になったことから、県、市町での補助率の上乗せ(国1/3→国・県・市町村1/2)を実現すること。H30から補助対象となったリース支援についても同様とすること。</p>	<p>少花粉スギやクヌギ等による植栽、植栽と一体的に行う作業道整備などは既に嵩上げしているが、主伐、再造林を促進するための施策の充実等について国に要望していくとともに、県としても主伐のあり方について引き続き検討をすすめていく。 高性能林業機械購入については、国の補助率が1/2から1/3になったものもあるが、必要な素材生産目標等を設定することで、同補助率を1/2とすることができるので、その方向にできる限り誘導していきたい。 ・低コスト林業機械リース等支援事業 159,208千円</p>
<p>7 防災(停電)対策について 北海道の停電を教訓に、事業者が行う停電時対策に対し、現実的な補助(国補助には対象外経費がある)のスキームをつくり、支援すること。</p>	<p>国事業の補助対象外である非常用電源に対応するための配電盤等切り替え設備の酪農家全戸整備への支援について、当初予算で検討している。 ・酪農用非常電源緊急整備事業 39,084千円</p>
<p>8 私立高校の部活外部人材活用および私立幼稚園運営費の拡充について 私学の働き方改革推進のため、部活動への外部人材活用支援の拡充と柔軟な運用をはかること。 私立高校、私立保育園等と比較し私立幼稚園運営費に対する支援が薄いため、充実をはかること。</p>	<p>私学の働き方改革推進については、高等学校等教育振興補助金において、スクールサポートスタッフや部活動指導員等の外部人材の配置に対する補助(補助率3/4)の限度額を拡充することを当初予算において検討している。 ・私立学校教育振興補助金 1,883,614千円</p> <p>2019年10月から幼児教育・保育無償化が予定されており、幼稚園に在籍する児童の保育料は全て無償化される。併せて、私立幼稚園においては現行の国庫補助制度である幼稚園就園奨励費補助事業が廃止されることとされている。これらの国の制度改正を踏まえて、私立幼稚園への補助制度のあり方を検討していく。 ・私立幼稚園等運営費補助金 276,421千円</p>
<p>9 運転免許にかかる高齢者講習の実施について 高齢者講習、認知機能検査委託料(単価)の引き上げをすること。 自動車学校については、高校生の入校が1~3月に集中するため、急増する高齢者講習に数か月前から予約を求めるなどの支障が生じている。高齢者講習実施のあり方について早急に検討・対応すること。</p>	<p>高齢者講習等の委託料は、その財源とする手数料額が道路交通法施行令で定める手数料額を標準として、各都道府県において条例で規定されており、本県の高齢者講習、認知機能検査の委託料については、その額の範囲内で、物件費や人件費を算出した上で設定しているところであり、今後も適正な委託費の設定に努める。 高齢者講習等については、特に繁忙期に早期の認知機能検査及び高齢者講習の予約をしていただくよう、検査、講習の通知書に「余裕を持って早めに予約してください」などの注意書きを加えるとともに、県警ホームページや各運転免許センターの掲示等で、早期予約の周知に努めており、予約をとれないという相談に対しては、近傍の空きのある教習所を紹介するなどの対応を行っている。 また、臨時認知機能検査と更新期限切迫者の認知機能検査については、公安委員会の直営の検査が各運転免許センターで受検できるように、関係規定の整備を実施したところであり、今後も高齢者講習等に支障が生じないようにきめ細やかな対応に努める。 高校生の運転免許取得のための自動車教習所への通学については、各校長がそれぞれの学校の状況を踏まえ、許可、不許可の判断をしている。 県としては、就職等の際に自動車免許を必要とする生徒がその時期までに確実に取得できるよう、生徒の運転免許の取得の可否については最終的に校長の権限において適切に判断すべきとの国の通知を踏まえて、入所時期を含めた適切な対応を各学校に依頼しているところであるが、今後も、知事部局と県教育委員会とで連携し各高等学校に働きかけていきたい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>1 0 障がい理解促進および障がい当事者による相談員の委嘱について</p> <p>障がい者差別解消法、あいサポート条例を実効性あるものとするため、事業者や県民が障がいや障がい者について正しい理解を進めるための施策を積極的に取り組むこと。障がい当事者が身体障がい者相談員になることにより、在宅の障がい者の社会参加の推進がより期待されることから、当事者による身体障がい者相談員の委嘱に市町村とともに取り組むこと。</p>	<p>あいサポート条例に基づき事業者や県民による障がい者に対する理解を更に深めるため、希望する県内企業等を対象に、障がいのある当事者が企業等を訪問して講話を行う取組を平成29年6月補正予算から開始しており、その取組を引き続き実施するとともに、市町村や関係機関等とも協力して、障がい者と健常者との交流促進やヘルプマークの広報を始めとする県民向けの啓発活動を幅広く展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート推進事業 13,331千円 <p>また、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、相談員の委嘱促進は市町村が行うべきものであるが、県としては相談員の資質向上や地域・行政とのネットワーク構築等を目的とした研修会の実施などを行うための経費について、引き続き当初予算での対応を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業（相談支援体制強化事業） 2,075千円
<p>1 1 ひとり親家庭生活支援員の派遣について</p> <p>日常生活支援事業でひとり親家庭生活支援員を派遣する場合に、安心・安全を確保するため二人体制を原則とするよう体制をつくること。</p>	<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業における子育て支援サービスの一部は、既に2人体制でのひとり親家庭生活支援員の派遣が認められているが、現行制度で2人体制での派遣が認められていない部分については、現場の実情を聞き、必要に応じて国への制度改正の要望を検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭生活支援事業（ひとり親家庭等日常生活支援事業） 1,023千円
<p>1 2 ひとり親家庭の家賃補助について</p> <p>公共住宅の抽選にもれたひとり親の自立を支援するため、民間の住宅に入居するひとり親家庭に対して家賃補助をすること。</p>	<p>公共住宅の抽選にもれた場合も含め、ひとり親家庭の住環境充実に関する施策については、実態をよく調査した上でどのような支援が可能であるか検討してみたい。</p>
<p>1 3 民生児童委員制度の周知対策について</p> <p>社会の2極化により、ますます民生児童委員の役割が重要となってきた一方、民生児童委員へのなり手不足が深刻化している。</p> <p>制度やその活動について、広く社会の理解と協力を得ていくために、民生委員は無報酬であることや守秘義務をもっていることなど、行政による継続的な広報、PR活動が不可欠である。また、一斉改選にむけて民生委員に対する負担感や責任等の消極的イメージの払しょくとともに、地域貢献の活動実績や「やりがい」など充実感や連帯感をアピールする広報に取り組むこと。</p>	<p>民生委員制度や活動については、県民の方に正しく理解し協力していただけるよう、引き続き県政だより、新聞等各種媒体や、各市町村報等をも活用できるように市町村へも依頼しながら周知していく。</p> <p>また、県の関係課や市町村に対して、民生児童委員が行っている業務について見直すことにより、負担を軽減するよう通知しているところであり、民生委員を募る際には全国民生委員児童委員連合会が発行する先輩民生委員のメッセージややりがいなどが掲載されているパンフレットを配布するなど、民生委員の魅力に関する広報にも取り組んでいく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 4 重症心身障がい児・者が利用できるショートステイ体制の地域差解消について</p> <p>重症心身障がい児・者のショートステイについて、地域によっては施設が少ないことまた施設の中でも慢性的に職員が不足していることにより、思うように利用できていない地域がある。については、人員配置における本県独自の新たな加算措置等による人材の確保、受け入れ施設を整備することに対する費用補助等の優遇措置による体制の整備へ強力に取り組み格差を解消すること。</p>	<p>現在、中部地区においては、夜間帯にヘルパーを派遣できる事業所がなく、泊まりを伴う医療型ショートステイが実施できない状況にあることから、来年度予算の中で、ヘルパー事業者以外の事業者（訪問看護等）の参入について検討している。</p> <p>また、これまで、中部地区では、医療型ショートステイ事業で障がい児の受入可能な医療機関がなかったが、この度、鳥取大学の小児在宅支援センターが実施している研修を受けた医療機関において、31年2月から受入れが可能になった。</p> <p>今後も、利用者の利便性の向上、県下全域で均一的なサービスが受けられる体制づくりを強化していく。</p> <p>・重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業 13,312千円</p>
<p>1 5 慢性腎臓病による透析患者対策について</p> <p>高齢化が進み透析中の体調変化が起こりやすい透析患者への適切な対応ができるよう、透析専門医、腎臓専門医を育成、確保すること。また、要介護透析患者への対応について対策を講じること。通院回数の多い透析患者の通院交通費助成を充実すること。</p> <p>災害時に安心して透析治療が受けられるよう体制整備すること。</p>	<p>鳥取県内の医師確保に向けて、医学生への奨学金等の貸与、地域医療体験研修等の総合的な医師確保策を講じ、透析専門医・腎臓専門医も含め県内で勤務する医師の確保に引き続き努める。</p> <p>また、腎臓内科などの特定の診療科に医師を誘導する措置を充実するようこれまで国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく。</p> <p>・医師確保奨学金等貸付事業 250,940千円</p> <p>通院費については、透析患者など身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、単独で通院費助成制度を設けている市町村もあり、活用を呼びかけていきたい。</p> <p>透析に係る医療費負担を支援するため、県特別医療費助成制度を平成30年度も継続して実施できるよう、当初予算で検討しており、この取組を通じ介護が必要な高齢者等にも配慮しながら、生活面での負担軽減を図っていく。</p> <p>災害時においても継続して人工透析の提供が必要なことから、県では、災害時の透析医療体制の整備及び確保のため、平成26年から透析に精通する医師を災害医療コーディネーターとして、全県担当及び東中西部の各保健医療圏に設置をしている。平成27年には「災害時における透析医療の活動指針」を策定し、関係機関の役割を明確にしたところであり、これに基づいて体制整備を行っている。また、医療機関BCPの策定推進や災害時に備えた備蓄品等の整備に向けた支援を検討しているところであり、今後も災害時透析医療ネットワーク参加機関のご意見も伺いながら、体制整備を進めていく。</p>
<p>1 6 聴覚障がい者への配慮について</p> <p>聴覚障がい者の情報アクセシビリティを高めるため、テレビ放送のローカルニュースにおいて字幕、手話の挿入を実現すること。</p> <p>防災無線が音声言語のため聴覚障がい者には一切情報が届かず、情報障がい者を生じさせている。防災無線等の内容をトリピーメール等で、リアルタイムで提供すること。</p>	<p>テレビのローカルニュースにおける手話同時通訳の導入については、放送事業者が実施に係る費用、実施体制等を検討し、最終的に判断されるものだが、県としても、平成29年9月に「あいサポート条例（愛称）」が施行されたことを踏まえ、機会を捉えて放送事業者へ働きかけを引き続き行う。さらに、昨年12月25日から、スマートフォンやタブレットの利用者向けにプッシュ通知（リアルタイム）による危機管理ポータルサイト、トリピーメールによるお知らせ、位置情報による最寄りの避難所への経路ガイド、道路や河川のライブカメラへのリンクの表示などの機能を備えた「あんしんトリピーなび」の運用を開始しており、聴覚障がい者などに対し、その効果的な利用について促していくとともに、市町村に対しては防災行政無線の情報など災害時の情報アクセスの確保について、積極的な提供が図られるよう理解を求めていく。</p>